

平成29年第3回邑楽町議会定例会議事日程第3号

平成29年9月7日（木曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
大竹喜代子	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
阿部昌弘	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
小林隆	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
森戸栄一	商工振興課長
松崎嘉雄	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
内田	知栄	書	記

---

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

---

◎一般質問

○小島幸典議長 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

---

◇ 黒田重利議員

○小島幸典議長 1番、黒田重利議員。

[1番 黒田重利議員登壇]

○1番 黒田重利議員 皆さん、おはようございます。議席番号1番、黒田重利です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成27年6月定例会で、初めての私の一般質問の中でスポーツ少年団について質問をした経緯があります。あれから2年と少したちました。現在のスポーツ少年団の種目数、またそのときと比べてどう変化しているか、担当課長、お願いします。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

[半田康幸生涯学習課長登壇]

○半田康幸生涯学習課長 現在邑楽町スポーツ少年団に加盟している種目につきましては、柔道、野球、剣道、サッカー、卓球、バレーボール、空手道、ミニバスケットボール、レスリング、ドッジボールの10種類でございます。この数字は、2年前、平成27年と変わっておりません。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 前回と同じということですね。

続きまして、登録団体数はどんな格好でしょうか。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

[半田康幸生涯学習課長登壇]

○半田康幸生涯学習課長 残念ながら、平成28年度にサッカーが1団体減少いたしました。したがって、平成27年度と比較をいたしますと1団体減となっております、現在は15団体となっております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 団体数は減少してしまったと。

それでは、登録団員数のほうはどうなのでしょう。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

- 半田康幸生涯学習課長 平成29年度のスポーツ少年団の登録団員数は329名となっております。平成27年度が登録団員数331人でしたので、ほとんど変わっておりません。
- 小島幸典議長 黒田重利議員。
- 1番 黒田重利議員 先ほどの話だと、団員数が329人、前回は331人、2人減っているということではほぼ変わっていませんが、この少子化の進行により団体数、団員数が減った場合、団体の活動について支障が起きているというような現状はあるのでしょうか。
- 小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

- 半田康幸生涯学習課長 スポーツ少年団に加入をしている小学生の数というのは、過去数年間の統計を見ても、ほぼ25%ということで推移をしております。したがって、全体的に少子化が進行いたしますと、登録団員数、スポーツ少年団に加入をする子供たちの数も減ってくるということは十分に予想されるところでございます。

団員数が減ることになりますと、一般的に言って、スポーツ少年団の活気といいますか、そういったものは全体的に減少するということが当然予想されるところですが、特に団体競技につきましては、一定の人数がいないと公式戦に出場できないというような事態が発生をいたします。私が記憶をしている限りでも、この数年間の間に、具体的には野球、それからミニバスケットボールで公式戦に参加できなかったというような事例がございました。現在は、関係者のご努力によりまして、必要十分な数字に回復をしているという現状はありますが、今後さらに少子化が進む、その結果として登録団員数が減ってくるということになりますと、また同様の事態が発生をしないとも限らない、あるいはまた、登録団体数自体にも影響があるということは可能性としては否定できないというふうに考えております。

そういう意味では、今後もしっかりと見守っていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

- 小島幸典議長 黒田重利議員。
- 1番 黒田重利議員 今課長からの答弁で、団体競技、ここに大分少子化が進むと競技の活動が危ぶまれるということですが、スポーツ少年団の維持、発展のためには、やっぱりすぐれた指導者、その指導者の育成が欠かせないと思うのですが、そのための方策はどう考えていますか。
- 小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

- 半田康幸生涯学習課長 これは、以前の一般質問でも教育長がお答えをしたところですが、現在スポーツ少年団では、各団に2人以上のスポーツ少年団認定員がいるということを登録の条件としてございます。この認定員講習は、1日7時間、2日間みっちり勉強をして、また自宅でも一定数

の自習をすることが決められていて、最後には試験もあるというような形で、日本体育協会公認スポーツリーダーの資格取得研修も兼ねておりますので、かなり総合的なスポーツ指導者に必要な医学的知識であるとか、栄養学、トレーニング理論、安全管理など、非常に多岐にわたる専門的な知識が取得できるという講習になっております。邑楽町のスポーツ少年団でも、ぜひ多くのスポーツ少年団、指導者の方、関係者の方、保護者の方にこれを受講してほしいということで呼びかけているところでございます。

本年度につきましては、年2回、ことしは高崎市と前橋市で開催される予定ですが、現在のところ邑楽町からは20名の参加が予定をされているということでございます。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 スポーツ少年団、子供たちのために、この20名の指導者の方が受講してくれるということは大変ありがたく思っております。

そこで、認定講習会、ことしは前橋市と高崎市というところで、邑楽町から遠く、なかなか参加しづらかったのではないかなというふうに思います。

私も認定指導員、これを持っているのですが、私のときはちょうど近場に来て、尾島でやりましたので、やはり2日間行かせていただきました。

そういったことで、遠いと参加しづらいということで、例えば東毛ブロックごとに開催をしていただけるというような働きかけをしてもらうというのはできるのでしょうか。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 この認定員講習会につきましては、県のスポーツ少年団が主催で行われているということでございますので、町の判断だけで開催場所を決定するというのは非常に難しい点はございますが、県のスポーツ少年団には町からも役員も出ております。そういった場を通じて働きかけをしていく、お願いをしていくということは可能だと思いますので、町の担当者のほう、役員にも私のほうからもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 ぜひそうしていただくと、もし実現した場合には近くに来るということで、もっと多くの指導員の方が受講してくれるのではないかと。そうすると、指導員の方が活気づいてくると、やはり子供たちももっと活気づいていくのではないかなと思います。

その認定員講習会、たしか費用がかかると思ったのですが、その費用、何らかの助成制度みたいなものは町は考えているのでしょうか。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 認定員講習会の受講料は、お一人3,500円ということ聞いております。

教材費が1,080円で、参加費が2,420円ということだそうですが、確かにその負担というのは決して軽くないだろうというふうに思われます。

受講料への公費負担や助成金の支給というご要望ですけれども、これにつきましては、ほかの資格等の受講料や受験料、さまざまな資格がございますので、そういったものとのバランスも考慮する必要がありますので、他市町村の状況等も今後研究をさせていただく中で検討させていただければというふうに考えております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 そうですね、いろいろ絡みが出てくると思いますので、大変かと思いますが、ぜひ前向きに研究、検討していただいて、助成ができるような形をつくっていただけたらと思います。これは要望ですので、答弁は要りません。

次に、スポーツ少年団団員数のうち、中学校に入る、全体で言うと中学生は何人ぐらいいるのでしょうか。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 平成29年度の登録団員数329人と先ほど申し上げましたが、そのうち中学生は35人となっております。内訳は、柔道が9人、剣道が11人、卓球が7人、レスリングが8人となっております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 前回の私の質問のときは、柔道は8人、剣道が14人、卓球は7人、今回と同じです。レスリングも7人、レスリングと剣道は減っているということです。多少の人数の違いはありますが、大きく変わっているという点はないかなと思います。

次に、スポーツ少年団のうち中学校に入って、部活動で続けられる競技、これは何種目あるのでしょうか。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 先ほどスポーツ少年団の種目数、10種目というふうに申し上げましたが、その10種目のうち、邑楽中学校と邑楽南中学校でそれぞれ部活動の種目は違いますので、一概には言えないわけですが、どちらかに部があると、そういう競技ということでカウントいたしますと、その10種目の中でないのは空手道、レスリング、ドッジボールという3種目になります。したがって、部活動で続けられる競技ということになりますと7種目ということになります。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 これも前回とまるっきり同じということで理解いたします。

それでは、スポーツ少年団のほうはそういうことだと、余り変わっていないと。子供は減少、少

子化があるが、全体的にはそう変わっていないと。

次に、中学校の部活動差について。これは、邑楽南中学校と邑楽中学校のことなのですが、邑楽中学校と邑楽南中学校の部活動の現状の数の差についてどうなっているのか、担当課長、お願いします。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えいたします。

2年前との比較ということですので、平成27年度のときには邑楽中学校は男女別で数えた場合、22、邑楽南中学校は男女別で14の部活動がございました。

今年度、平成29年度につきましては、邑楽中学校が22、邑楽南中学校が13ということで、比較しますと邑楽南中学校が1つ減っているという状況でございます。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 前回と比べると、邑楽南中学校の部活動、これは運動部、これが1つ減っているという感じだと思います。

邑楽中学校にあって、邑楽南中学校にない部活動はどうでしょうか。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えいたします。

平成27年度のときに邑楽中学校にあって、邑楽南中学校になかった部活動というのは、ソフトボール、バレーボール男子、卓球、陸上、剣道、演劇、家庭科、パソコンの8つでございました。今年度につきましては、それに柔道が加わって9つとなっております。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今柔道部が1つ減っているということです。柔道、寂しいですね。そうすると、生徒の要望に沿えるような環境が整備されているのかどうかということをお聞きいたします。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えいたします。

生徒数が絶対的に少ないものですから、邑楽南中学校の教職員の配置数というのは邑楽中学校よりも少なくなっております。したがって、邑楽南中学校では、顧問を担う人数も少ないということになりますので、部活動の数も邑楽中学校に比べて、邑楽南中学校は少ないという状況でございます。



ただ、邑楽南中学校の生徒がどうしてもやりたい部活動が、邑楽中学校にはあるのに邑楽南中学校にはないという場合には、苦肉の策として、邑楽中学校への指定校変更というのを認めております。

また、邑楽南中学校に部活動があっても、人数が少なく、部活動に支障を来すような場合、こういうときには邑楽中学校で部活動を一緒に行って、試合だけ邑楽南中学校で出場すると、このような部活動環境の整備に努めております。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今苦肉の策ということで、指定校変更という言葉が出てきましたが、その指定校変更とは一体どういうものなのか、説明をしていただきたいです。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えいたします。

指定校変更は、部活動に限らず特別な事情がある場合に、町内の小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の申し立てを受けて、教育委員会が認める場合に指定された学校以外の学校へ就学することができるというものでございます。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 部活動だけではなくということいろいろ変更できると、指定校変更ということがわかりましたが、指定校変更を受けた生徒の保護者から、あと受けた本人からちょっと話を聞いてみました。

お母さんのほうなのですが、小学校に入ってすぐスポーツ少年団に入ってスポーツを続けたと。小学校4年生ぐらいになったら、先輩たちが邑楽南中学校にはないから、邑楽中学校に行くにはどうしたらいいかということで随分もめていたみたいです。そのころ大竹教育長も一生懸命頑張っていたという話を父兄の方から聞いております。

その子は、たまたま平成26年に指定校変更ができるということになったので、平成27年度入学ということで指定校変更を受けて、邑楽中学校に入学いたしました。それで、そのときにお母さんのほうから、ちょっとよかったかなということと不安に思ったことということで、自分の家が邑楽中学校にも近かったということはよかったかなと。少年団で仲間がいたということで、1人だけぽつんと邑楽中学校に移動するということではなかったので、それはまだよかったかな。それで、あと新しい友達ができよかったと。ただ、ここでちょっと気になることがあるのですが、指定校変更をした事実があるにもかかわらず、毎年指定校変更の手続があるということなのですが、これはどうなのでしょう。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

指定校変更を申し立てをする際には、その理由が必要となります。その理由が継続しているのか、変わっているのか、その確認のために毎年手続をしていただいているということでございます。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今課長のほうから、指定校変更する理由の確認のための手続と言いましたが、例えば部活動であり、その理由の内容が変わってしまった場合、例えば部活動であれば、けがなどをして部活動が続けられなくなってしまったといったときに、もしけがの内容で違う部活動に入るようなことがあったりとかした場合は、もし部活動をやめる場合には、邑楽南中学校に戻るといような文言が書いてあったというのが、ちょっと引退まで、要するに部活動が終わるまで心配だという意見も聞いているので、そこを説明をお願いいたします。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

3年生で部活動が終わって引退したという場合には、もちろん部活動の理由はなくなるのですが、引退するというのであれば、そのままその学校にいていただくということにはなるのですが、途中で部活動をやめた場合、原則としてその申し立ての理由がなくなれば、もとの本来の指定校に移っていただくということになります。原則です。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今答弁の中で、目的がなくなってしまったので、もとの中学校へ戻るといお話ですが、2年生の半ばあたりで、もしそういうことが起きてしまったときには、やはり友達関係云々があるので、そういうところをもう少し寛大な内容にさせていただけるととても助かると思います。

それでは、学校、中学校に対する指導者、もしくは教員数、顧問の、部活動の話に戻りますが、職員数や顧問の人数はどうなっているのかお聞きしたいです。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

平成27年度との比較ということでよろしいでしょうか。平成27年度のときの状況は、邑楽中学校は主顧問が22人、副顧問が15人おりました。ただ、この中で、副顧問やほかの主顧問との兼任が12人

ほどおりますので、実質で25人という状況でございました。

呂楽南中学校では、主顧問が14人、副顧問が6人で、兼任が2人でございましたので、実質18人ということでございます。

今年度、平成29年度の状況は、呂楽中学校では主顧問が22人、副顧問も同数で22人で、兼任が18人おりますので、実質で26人という状況でございます。呂楽南中学校では、主顧問が13人、副顧問が8人で、兼任しているのが4人ということで、実質17人という状況でございます。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今話を聞いていると、呂楽中学校はふえて、呂楽南中学校は減っているという話になっております。その人数で、指導に当たる職員数や顧問は十分足りていると言えるのでしょうか。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えいたします。

呂楽南中学校は、部活動の数が呂楽中学校と比較して、総体的に少なく、やりたい部活動に入れない生徒がいるという現状を見た場合、顧問の数は十分ではないということになります。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 そうですね、十分ではないと私も思います。前回のときも、やっぱり話をいたしました。

そこで、マイタウンティーチャーの導入はどうなっているのか、よろしくお願いします。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 何とか呂楽南中学校の顧問をふやそうということで、これまで県ともいろいろやりとりをしてきました。今現在はマイタウンティーチャーも部活動の指導をしております。ただ、指導助手ということで、正規職員と一緒に指導するという現状になっております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 マイタウンティーチャーなのですが、なぜ指導はできても主顧問になれないのでしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

部活動指導そのものは、マイタウンティーチャーが中心に頑張ってますごく強くしているという部

分もあるのですけれども、マイタウンティーチャーだけでは大会の引率ができないということがありまして、どうしても誰か正規の職員と組んでやらざるを得ないということになっております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 先ほども言いましたが、指導はできるのです、主に。けれども、主顧問としては認められていないということでしたよね。

では、大会の引率ができないと今言ったのですが、マイタウンティーチャーはなぜ大会の引率ができないのですか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

今そういう方向にしようということはあるのですけれども、群馬県、そして県中体連の開催基準というのがありまして、参加生徒の監督引率は、出場校の校長、教員とするというふうに定めがありまして、まだ今のところその規則が変えられていないという現状があります。

でも、やはりマイタウンティーチャーであっても頑張っているということで、引率ができ、部活動を一生懸命頑張れるようなふうになればいいなということを考えております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 大会の開催基準ということで、県中体連のほうからも、今はまだできないよということで、マイタウンティーチャーが引率ができないということを今教育長のほうから言われました。

ということは、この現状を変えるためにどんなことができるのか、どんなことをしてきたか、お答えをお願いします。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 先ほども申しましたけれども、群馬県、そして県中体連に一生懸命働きかけをしてきました。そして、東部教育事務所のほうも邑楽町教育委員会まで出向いてくださって、この現状でやっているの、もう少し検討していくので時間を下さいということで、こちらのほうに説明にも来てくれました。

私も、これからも少しでも部活動の指導者をふやしていくということで、働きかけは続けていきたいと思っております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 ぜひ今後も、粘り強く何度も何度も働きかけのほうをよろしく願いいたします。

そこで、マイタウンティーチャーの次に外部の指導員を教員としてということを考えてはいるの

でしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

現に邑楽町でも、外部講師が指導してくださっているという部もあります。文部科学省や群馬県のほうでも、多忙化解消に向けて外部コーチの導入を有効としているのですけれども、顧問が部活動運営の主体となり、技術面の指導を外部指導者に委ねるというふうに、主体は顧問、そして技術面だけ外部講師というこの役割分担というのは申し合わせ事項でしっかり決められていまして、周知、確認をなさいと求められています。

文部科学省や群馬県の方針等も、今後は外部指導者を大いに取り入れる方向に変わっていくということで新聞記事にもありましたので、情報を把握しながら、生徒や教職員にとってより効果的な方法で外部コーチ、外部講師のことも考えていきたいと思っています。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 外部指導員、コーチというのはもう役割が決まっているという理解でよろしいでしょうか。

今までいろんなことをやっていただきました。確かにいいことだと思います。ですが、児童数の絶対数がふえないと部活動の数はふえていかない、これが一番の現実だと私は思います。

邑楽中学校と邑楽南中学校の統合が必要になると思うのですが、統合した場合の教育面でのメリット、デメリットをどう考えていますか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

2つの中学校を統合した場合のメリットとデメリットということで、まず教育面からということですが、メリットの一つは、4つの小学校から入学することでさまざまな人間関係が広がって、お互いに切磋琢磨し合えるということは、とてもいいことだと思います。

また、2つ目は、大きな学校になることで教育活動全体の活性化になるのではないかなと、そんなふうに思います。

反対に、デメリットですが、邑楽南中学校の地域性を生かした特色ある学校づくりで、実際学校がなくなってしまうのではないかなというふうに思います。

例えば空き缶やごみを拾いながら、徒歩で通学するウォークデーをやっているのですけれども、余り広がってしまうと徒歩で通学ということができなくて、特色ある学校づくりがなくなってしまうかなということもあります。

また、2つ目は、ぐんま少人数クラスプロジェクトを行うには、現時点では1クラスが少なくな

って、通学を分けろというようなこととかいろいろありまして、少人数プロジェクトをやるとすると、邑楽中学校の教室が窮屈になって足りなくなる可能性もあります。

それから、3つ目は、1つの中学校になると、2つの中学校があることによる教職員の人事の活性化が薄れたり、また学校が大きくなることで、一人一人の生徒にきめ細かく目が届かないということも生じて、生徒指導面でももしかしたら課題が出てきてしまうのかなというようなデメリットを感じています。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 メリットとして、学校が大きくなるということで、さまざまな人間関係が広がり、教育の活動全体が活性化するという、これはとてもいいことだと私は思います。

デメリットのほうでは、確かに学校独自の学校づくり、いろいろあります。それと、あと今言った教職員の活性化、あとやっぱり人数がふえるということで、生徒にきめ細かく目が届きづらくなるということがデメリットということで、私も理解いたします。

それでは、部活動によるメリット、デメリットのほうをお願いいたします。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 部活動のメリット、デメリットにつきましては、まずメリットですけれども、統合により生徒数が多くなるので、先ほど来話がありますように、邑楽南中学校で課題になっている、部活動数がふえて、選択肢が広がり、好きな部活動を子供たちが選べる、これは大きなメリットだと思います。

デメリットのほうは、1つの部の人数がふえることで1人の生徒の活躍が減ってしまうということもありますし、2つ目は、部員の人数がふえるので、今までは選手になれたのに選手になれないとか、活動場所が狭まるというようなこともデメリットとして挙げられるというふうに思います。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 部活動のメリット、デメリットですが、そのとおりだと思います。

邑楽南中学校で課題になっている、まさにそのとおりです。選択肢がふえ、好きな部活動が選べる、これにこしたことはないと思います。

それと、デメリットのほうなのですが、生徒1人の活躍が減るところもありますが、そこは皆さん切磋琢磨をしていただいて、あと2つ目のほうで部活動の人数がふえると活動場所が窮屈になるというのですが、これは子ども議会でも議題にありました。これは、活動場所をふやしていただきたい、そんなふうに思います。

それで、今統合の話ですので、統合するなら、もし統合を考えているなら、いつごろ、どう考えているかお聞かせください。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 統合については、本当に頭から一日も離れたことがないのですけれども、私は今までも、常に子供の数をにらみながら、統合については具体的に対応したいというふうにお答えしてきました。

平成35年度までの児童生徒数の推計を見ますと、6校の町全体の児童生徒数は年々確かに減少傾向にあります。しかし、邑楽南中学校の生徒数は平成30年度は、来年少し減りますけれども、平成31年度、平成32年度、平成33年度、平成34年度と、ずっと続けて10名ずつふえていきます。平成35年度でまた少し減るのですけれども、減っても平成29年度の今年度よりは6名も多いのです。それを考えていくと、やっぱり今少しずつ、少しずつ邑楽南中学校が推計によるとふえているので、生徒数の動向をじっくり見る必要があるのではないかなというふうに思っています。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 教育長の話はよくわかりました。生徒数をにらみながらということですね。

それでは、このことについて町長はどう思っているのか、お聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今教育長のほうからお答えを申し上げましたが、年度間の児童生徒の人数というのが増減があるということがあるようでもありますから、そういうことを考えますと、これはもちろん統合ということも視野に入れた中での検討ということを進める中で、慎重にその児童生徒の増減ということも視野に入れながら考えていくということが現時点では必要ではないかなと、こんなふうに思っております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 町長もやはり視野に入れてと、全く考えていないのではなくて、視野に入れてこれからを考えていくというお話です。

では、邑楽南中学校は今言った教育長の話でそうかもしれないのですが、将来邑楽南中学校に進学する長柄小学校の児童数は、平成29年から平成35年までの間に112人の減少が見込まれています。そのほかの小中学校をちょっと見てもらうと、中野小学校が69人減少、高島小学校が39人、中野東小学校が34人で、邑楽中学校では平成35年度には117人の減ということになっています。

しばらく生徒数の動向を見ると言っているのですが、もう目に見えています、この数字がここに載っていますので。今から取り組むべきではないかと思うのです。そこで、改めて小学校低学年から統合についての意向調査アンケートを実施してもらいたいと、そう思うのですが、どうお考えでしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 統合についてはずっと考えるのに長い時間かかりますので、先の先の先まで見通して考えていかなければならないというのは十分承知しています。

しかし、先ほどお答えしたように、呂楽南中学校の生徒数はここ5年ぐらいずっとふえ続けるのです。そうすると、私は子供の数をにらみながらということをいつも申しておりますので、そのアンケートはこの前とったのですけれども、そのころは本当に保護者も子供も統合しなくていいという数が保護者のほうは6割ぐらいいましたので、アンケートを全てとると労力と予算も大変必要になってきますので、もう少し数を見て、アンケート実施に踏み切るのは時間をいただければいいなというふうに思っています。

統合については、私も具体的に対応する日がもう本当に来るだろうとは思っていますけれども、今の子供の数を見ながらやっていくのでいいのではないかと、お時間をいただきたいと思っています。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 そうですね、確かに子供の数を見ていくというのは必要です。ただ、今言ったように、減っていくのはもう目に見えています。労力と予算、いろいろ必要なことがたくさん出てきますが、それは子供たちのためということで、ぜひよろしく願いいたします。

いずれは、中学校を統合することになるかなとは思いますが、統合されたほうの学校は用途廃止ということですが、その校舎の利用方針はどんなふうを考えているでしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

統合については、先ほどお答えしたとおりですけれども、やがて統合があった場合という、本当に仮定ですけれども、耐震は耐えるという状況がありますので、コミュニティセンターとか社会体育施設として使うのが有効かなというふうに考えております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 教育長の考えはそういうことと私もわかりました。

用途廃止後ということですが、今学校ということで教育財産として活用するというお話ですが、また同様の質問ですが、用途廃止後の校舎を普通財産にした場合に、その校舎をどのように使うか、町長はどう考えていますか。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 教育財産から普通財産に移行した場合には、当然町のほうで真剣に、慎重に対応しなければなりません。実際にそこが廃校舎ということが発生した場合については、やはりそのときの社会情勢ということも十分考えていく必要があるだろうと、こんなふうに思っております。



ただいま教育長のほうからその考え方が示されたわけでありますけれども、そのことも一つの選択肢でもあるでしょうし、また社会情勢の変化によって、また違った形での利用形態と申しますか、選択肢も出てくるのではないかと申しておりますので、現時点でこういった形で進めていきたいということはちょっと控えさせていただきたい、こんなふうに申しております。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 町長も教育長と同じように考えるというふうでありました。この用途廃止後と言ったら、ちょっと言葉があれなのですが、無駄のないように有効活用していただいて、また今 邑楽南中学校と邑楽中学校の部活動の話もしましたが、子供たちが平等であるように、一日も早くそういったことを考えていただけると、質問してよかったかなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小島幸典議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時57分 休憩〕

---

○小島幸典議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時15分 再開〕

---

◇ 大野貞夫議員

○小島幸典議長 11番、大野貞夫議員。

〔11番 大野貞夫議員登壇〕

○11番 大野貞夫議員 こんにちは。11番、大野貞夫です。きょうは、きのうから始まった一般質問、7名の同僚議員から質問ということで、きのうから始まったそれぞれの質問に対しまして、いろいろ私も参考になり、皆さん、大変すばらしい質問をされたのではないかと申しております。きょうは、私が最後ということで、いろいろおつき合いを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

きょうの私の質問は、中央公民館の町づくりに果たす役割についてということで質問させていただきますが、この中央公民館に関しての質問は、過去にもそもそも公民館活動とは何か、またそれに伴う生涯学習とは何かということで質問させていただいた経過があります。

今日、来年度にもいよいよ開館する運びとなった中央公民館、今着々と建設を進めているわけですが、そんなわけで非常に重複する質問がまたあるかもしれません。再度確認の意味も含めてお伺いをいたしたいと思っております。

ご承知のように、ホールを備えた中央公民館、この整備事業、昭和62年3月の邑楽町第三次総合計画において、初めて中央公民館、総合芸術文化施設、こういう名のもとにこの建設を推進すると位置づけられたということが記されております。その後いろいろ紆余曲折はありましたけれども、

平成24年7月、町教育委員会からこの中央公民館を核とした社会教育のあり方についてとの諮問が出されました。

こうした背景の中、邑楽町中央公民館建設検討委員会設置要綱が施行され、平成24年10月、建設検討委員が委嘱、任命をされて、検討委員会がいよいよ発足をすると。そして、この建設に向けて本格的に検討が始まって、今日に至っているわけです。

大変大きな金額がかけられて、町の事業としては近年にはない、最近では大きな事業の一つであるわけです。まず、この中央公民館建設の意義について、前にも町長にはこうしたことは伺っておりますが、この際でございますので、再度町長の基本的な認識をお伺いをしたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 中央公民館の建設についての意義ということではありますが、これにつきまして、今議員のほうからもご意見がありましたけれども、中央公民館の建設検討委員会の前に基本構想、そして基本計画に基づきまして、その中で進めてきたということがあるわけでもありまして、その計画の中には、幾つかの施設として設置する考え方が示されているわけでもありまして、まず1つには、町民の学ぶ権利を保障する中核施設として、町民誰もが学ぶ喜びや成長する喜びを実感できるということが1つであります。それから、2つ目には、施設運営の参加を通して、町民の皆さんが自由闊達にこの体験をしていただくことによって自発的にこの参加をしていくと。それから、3つ目には、町民の皆さんの趣味や教養に関するニーズに対して、心身の健康や文化の向上につながるような活動を展開と。それから、4つ目には、少子高齢化の問題など、暮らしの中からいろんな問題が出てくるわけでもありますので、こういったことに地域全体として向き合うような学習活動。そして、5つ目ですが、町民にすぐれた芸術、文化に触れる機会を提供する、また日常的な学習の成果を発表する場としての活用、芸術文化の振興を図ると。6つ目が、文化活動の拠点としてさまざまな町民の、あるいは団体の連携、交流をつくって、統合を促進するとともに、その中から新たな文化、芸術の芽を生み出していくと。最後に、音楽や演劇の発表や鑑賞、文化財の学習など、子供たちの心を豊かに育てるような教育の場としてということがうたわれてあるわけでもありまして、やはりそういった基本的な理念ということをもとに、この中央公民館を町民の皆さんに有効に活用していただいて、そして立派な町の文化の向上はもちろんでありますけれども、芸術、文化、いろんな面で活動をしていただけるような場として、ぜひこの施設を有効活用していただきたいと、そのように考えているところでございます。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 今の町長の説明で、まさに公民館活動の神髄といいますか、まさに公民館というのは、生涯学習の人づくりの場だということが今の町長の発言の中にも感じられるわけです。そういう点で、次に教育長にお伺いをいたします。

邑楽町第六次総合計画の中でもうたわれているわけですがけれども、今少子高齢化の進行、それから人口減少の到来が言われておるわけですがけれども、これらの動きは今なお依然として続いているわけですが。こうした中での危機感というのですか、私なんかも非常にどうしよう、どうしたらいいだろうかと、今危機意識というものが、私だけではなくて、多くの町民の中にやっぱりそういうものがあらわれているのではないかというふうに思っています。

それが住民の参画意識といいますか、行政に対する意識の高まりとなって一面であらわれているというふうに思うのです。これが例えばNPO活動の強化とか増加とか、あるいは災害時などのボランティア活動、この邑楽町で見られるさまざまなボランティア活動、団体、企業、また住民によるアイデアを取り入れた協働の町づくり、こういうものが今いろいろやられているわけです。

それから、行政区によっては、行政区に根差した組織といいますか、NPO、あるいはボランティア団体など、いろんな行事をされている。こういう行政区もあります。これからの時代を考えると、こうしたこれらの活動が活性化、これがこれからの町づくりにどうしても必要になってくるというふうに思います。

中央公民館ができるということは、これらとのかかわりとも密接な関係がどうしてもこれから出てくるというようなことを考えてみた場合に、これからの中央公民館開館後のかかわりとも相まって、教育長として今後どのような展望といいますか、その辺の教育長としての考えがあったら、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 お答えします。

今少子高齢化社会というのは、もう本当に邑楽町だけでなく全国的に進んでいる大きな社会問題でもありますし、それから地域が、人と人とのつながりが非常に希薄になっていて、高齢者がふえていく中でも、ちょっと心細いというか、先ほど危機意識というふうに議員はおっしゃいましたけれども、どうしていこうかなというふうに思うようなことも出てきておりますが、やっぱりそうした中で、お年寄りが元気に生きがいを持って社会の中で暮らして、みんながいろんな経験をしてきているから、その経験や力を地域社会の中で出していただいて、生かしていただいて、そういうことがすごく大切になってくると思うのですけれども、そこに中央公民館のさまざまな事業を行うことによってそういう方を引っ張り出して、そこで皆さんが人と人とのつながりを持って、自分から学んだり、体を鍛えたり、多くの人と交流したりというようなことで、社会教育、生涯学習、生涯スポーツが進んでいけるようにできたらいいなということで、設計上多目的な中央公民館になっているということが言えると思います。

また、先ほどの協働の町づくりということもありましたけれども、地方創生という観点から見ると、ほかの町からも邑楽町にすごくいいのができたねということで、人を呼び込んで、そして町だ

けでなくて、もっと町の外にも交流をふやして、そして欲張って考えれば、外から人口流入ができたらいいなと。中央公民館がその魅力と核になるところになるように、ハード面だけでなく、ソフト面でも、今準備事業を進めたりしながら、大いに外に発信していけたらと思って、今期待をしながらいるところです。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 まさにそうだと思います。やはり一人でも多くの皆さんに公民館に足を向けてもらって、そしてそこを大いに活用してもらって、これが非常に大事なわけです。邑楽町は、従来からいろいろ今まで邑楽町公民館、ヤングプラザ、長柄公民館、こういう資産・施設があって、そして各公民館活動というものは非常に活発な活動が行われているわけです。いろいろな資料を見ますと、人数的にも12万人からの人たちがそこを利用して何らかの活動をしている。こういうことが今までずっとやられてきた。この中で、いろいろ他の施設の老朽化の問題とか、そういういろいろな外的要因もある中で、やはり憩いの一つの大きなシンボルとしてのホールつきの公民館が必要だと、ぜひつくってくれと。町民の要望はあったわけですがけれども、そういう中で今日それが進んでいるというわけです。

次に、これは担当課長で結構だと思いますけれども、そもそも公民館活動、あるいはこの運営、これに携わる職員、これからこの大きな公民館の運営をつかさどる直接の職員の皆さんのご苦労はこれから大変なものがあるかと思えます。ですから、それに対するそれなりの知識とかものを持って、やっぱり専門的にそれに従事していくような体制にしていかなければならないのではないかと思います。

私は、この公民館活動運営というものは、基本的には上から目線といいますか、そういう上から目線での運営や主導ではなくて、町民参加、いかにしてより多くの町民の参加が重要かと、そして自主的に計画、立案、実践をしていく中で助言、アドバイスをしていく、こんなことがとても大切なことではないかと思いますが、担当課長の考えはいかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議員ご指摘の点は、非常に重要な問題提起だというふうに受けとめております。専門家の配置が必要だというのは、まさにそのとおりでございます。当町におきましては、社会教育の専門家の育成ということを系統的に、これは財政当局のご理解等もいただきながら行ってきたところでございます。

社会教育法には、教育委員会事務局に社会教育主事という専門家を必ず置かなければならないというような規定がございます。他町におきましては、実態上1名必置規定でございますので、何とか1名確保しているというような状況があるようですけれども、当町におきましては現在、私も含めまして、社会教育主事の資格を持っている職員が、公民館等の類似施設も含めまして現在4名配

置をされております。過去も財政的な支援もいただきながら、不足する場合は研修、これも30日以上  
の研修というのが必要というようなことで、多くの時間や費用も必要となるわけですが、必ず複  
数以上の社会教育主事を配置すべく育成等も行ってきました。

現在は、そういった資格を持った職員が一般行政のほうに移動しているというような実態もござ  
いますけれども、引き続き育成、さらにはそういったせつかく資格を持って、公費でもって資格を  
取得をした職員もできるならば、また社会教育の現場に戻ってきていただいて、そういった専門的  
な知見を生かしていただくということが大事なかと、引き続き人事当局にもそのようなお願いをし  
てまいりたいというふうに考えております。

また、町民との協働という点では、先ほど町長や教育長からも、中央公民館の意義、さらには町  
づくりとのかかわりということで発言があったところですが、そういった町づくりの主体となるよ  
うな町民を育てていくということ、これはとりもなおさず職員だけでできることではなくて、みず  
からが主体的に学びたいという意欲を持って、積極的にそういった学習活動にかかわってくる町民  
の運動といいますか、うねりといいますか、そういったものをつくっていくことが何よりも大事だ  
というふうに考えております。

そういう点では、専門的な知見を持った職員がそういう観点を明確に持って、これからなお一層  
取り組んでいきたいと、またそういう体制もつくっていけるように引き続き努力をしてまいりたい  
というふうに考えております。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 まさにこれからの公民館をどう活性化して、本当に町のためになるような、  
そういう公民館活動をやっていくかということは、今言われたように、そこに従事をして専門的に  
お世話していく職員の熱意と、それからやる気ということにもかかってくるのではないかと思いま  
す。

具体的に、これからそれができ上がって、これが開館をして、町民に大きく開かれていく中で、  
この公民館を主体的に利用する、利用しやすいようにするには、具体的にどんなことを考えていっ  
たらいいかと。

聞くところによりますと、私のところにも町民のある方から電話等も入りまして、それでこけら  
落としには、うちの娘がピアノの伴奏がしたいのだということで、ぜひ出させてくれというような  
電話もありました。この方はセミプロみたいな感じで、今まだ勉強中らしいですけれども、他の太  
田市あたりでは発表会を開いたりとか、そういうようなこともやっているらしいのですけれども、  
そういった中で一人でも多くの町民が、この町民がその中に参加をしていく、これが非常に大事な  
のではないかと思うのです。

そういう点では、具体的にこれから開館のあれも含めて、どんなことが考えられるのかな。その  
辺、もし具体的に案があれば、また担当課長のほうからご説明をいただければと思います。

お願いいたします。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 中央公民館ができ上がった後、より多くの皆さんにこの中央公民館を使っただけのための工夫と申しますか、考え方ということでございますが、既に今までもご説明をしてきた部分がございますけれども、現在町では中央公民館開館準備事業というものをしております。

これは、今まで邑楽町公民館や長柄公民館、ヤングプラザを使っていた方々がもちろん今後発表の場として、あるいは学習の場として中央公民館を使っただけのはもちろんですが、さらに初めて新しく邑楽町で誕生するホール、ここを大いに活用していただけるような、新しい機能をさらに広く活用していただけるような、そういった主体、利用者を育てていくという観点で行っているものでございます。

具体的には、演劇、ダンス、そして音楽という3つのジャンルでさまざまな事業を展開してきたところですが、そういった中で、例えば音楽について言いますと、現在は町民吹奏楽団というものが発足をいたしまして元気に活動しております。町としてこの活動に取り組む中で、現在は30名を超える団員がございますけれども、町が予想していなかったような、我々が予想していなかったような非常に多くの人材がそこに集まってきております。中には、日本を代表するような著名な吹奏楽団で活動していたというような方も、邑楽町でそういった活動が始まるというのを聞いて、みずから参加を申し込んできた。現在その方につきましては、吹奏楽団の指導者として活動していただいております。

また、町民劇団も既に発足をして、来年の公演に向けて一生懸命稽古を続けておりますけれども、この中にも、さまざまなプロの商業演劇等の中で活動しているような方が、みずから無償でお手伝いしたい、参加をしたいということで申し出てくださったり、過去若い時代に劇団で活動していたというような方が多く参加をしてくださっています。こういったような形で、町としてさまざまな今までなかったような新たな分野にチャレンジし、そのことを広く町民にお知らせをする中で、今まで気づいていなかったような多くの人材が町の中から浮かび上がってくる、そして公民館活動に参加をしてくるようになってきていると、こういったことが非常に大事なのかなというふうに考えています。

議員からご紹介がありました音楽家の方につきましても、こういった舞台ができるよ、そしてこういった活動ができるよということを町が広くPRをする中で、恐らく議員のほうにお申し出を下されたのかなというふうに思います。

そういう点では、この中央公民館が新しくできるということ、そしてその中でこんなことができるということ、より多くの町民の皆さんにもっともっとお知らせをする中で、そういった貴重な

人材の発掘や参加者の増加ということが求められるのではないかというふうに考えております。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 そこで、これから公民館がつくられていく中で、それが開設に向かっていく中で、先ほども言ったように一人でも多くの町民がそれに参加をしていくということを考えてみた場合に、ここで一つ、公民館の有料化の問題が大きな足かせになっているのではないかと、これは私の個人的な考え方でもあります。

これは、議会の中でも中央公民館建設特別委員会もでき、そして本議会の中で議会の多数をもって、一応実費弁償、かかる電気料とか、そういう有料というのではなくて、実際にかかったお金を町民に負担をしていただくのだというようなことで、実際にはこれは有料化なのです。過去、これは前の一般質問で私は言いましたけれども、従来の3カ所の施設については、約四十数年間にわたって無料で来たという中でこれが使われてきたわけですが、今回議会の中でもそのことがいろいろ議題になり、そしてこの特別委員会の中においても、この利用者団体との情報交換会とか、いろんなこともやる中で、有料化ということもいろんな情勢を考えてみた場合には、税の公平化の問題とかいうようなことで、これはやむを得ないのではないかというようなことで議会の中で議決をされた、これは事実であります。私は、これは個人的には納得はしておらないのです、今でも。しかし、議会で決まったのですから、これは守らなくてはいけないと思います。だから、そのことに対しては、議会の議決というのはいかに大事かという点では、これは民主主義の社会ですから、当然決まったことは守っていきたいというふうに思います。

最近近隣の町で、議長が慣例に従ってやめないで、議長の不信任案が出ましたと最近新聞に出ました。これも拘束力はないのです。しかし、そういうことでやっていきますと、なかなか議会というのはぎくしゃくして、スムーズにいくものがないというようなことからいっても、私はこの有料化の問題について納得はしていませんけれども、決まったことは守らなくてはならないというふうに考えています。

私は、再来月76歳になります。町長と1つ違いですから、町長ももう後期高齢者。決まってしまったのですから、これは何とも非常に私は残念なのです。今でも残念なのです。これによって利用者が減らなければいいなと思っていますし、先ほど町長をはじめ、教育長をはじめ、この公民館に対しての熱い気持ちを語ってもらったのですが、まさにそのことからしても、この有料化というものはそぐわないのではないかというふうに私は思っています。

決まってしまったことですから今さら言ってもしょうがないのですけれども、76歳のじじいは悔しいのです、悔しい。だけれども、ひとつざれごとだと思って、そういう中での質問をちょっと入れますから、聞いていただきたいと思います。

今公民館というものは、これ2000年代にこういう調査結果が出ているのです。全国で各自治体の公民館の数が2,827あったのです。この中で、実際に原則有料化ということで、これは無料の規定

がない。こういうところが実際には200、ちょっと待ってください。原則有料1,625カ所、それから原則無料、これが有料の例外規定があるという中での613、有料規定なしが264、全く原則有料、無料規定なしというのが、これが69カ所、2,827の中で69カ所ですから2.4%、こういう数字が2000年代ですから、随分もう10年近くたっていますから、こういう調査結果が出ております。

振り返ってみると、群馬県、これはさきの一般質問の中で私が言いましたけれども、群馬県でさえ有料化に踏み切っているのは2カ所です。前橋市、大泉町です。あとは、一応無料という形をとっています。邑楽町は、それに率先して有料化に踏み切ったという、これはそう見られても仕方がないと思うのです。これを一般質問の中で、金子町長、それから当時の副町長、教育長も認めて、それで踏み切ったのが今日ある問題です。そういう点では、この有料化というものが先ほど言ったように大きな足かせになってくるのではないかと心配をしておく。そうでなければいいと思いますけれども。

そういう中で、私は、きのうからの一般質問の中でも他の同僚議員からもいろいろありました。受益者負担の考え方、公民館活動にこの受益者負担というものはそぐわないというふうに私は考えている。そこは考え方の違いですから、これは仕方がありませんけれども、そういう点では、今後の公民館のあり方として、今まで言われてきた、それからこの公民館活動に大きく携わってきた町の職員の中にもおられます。そういう人からしても、今の方向性が決していいものだというふうには思っていないのではないかと私は思うのです。

これは、有料化はなぜあれなのかというのは、実際にはいろいろ調べてみると、その法的根拠というのはいっぱいあります。1つには、憲法の第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、こういうことだとか、それからこれも前回の教育長とのやりとりの中で私は言いましたけれども、教育基本法の中で第2条、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」、それから、教育法の第7条の第1項、第2項、それから1985年にユネスコで批准、これは日本も批准をしている学習権の宣言、それからもう一つは、社会教育法の第21条で公民館の法的位置づけというものが言われているのですが、これを見ますと、義務教育諸学校、要するに小学校、中学校と同じ同等であるということが明記をされております。ですから、やはり学校と同じように公民館は町の独自の判断でもって建設をして、そして運営をしていくという建前からすれば、有料化ということがいかにこの趣旨とは違うものであるかということが言えるのではないかと私は思います。

これは個人的な考え方でありましてけれども、原則として、自治体運営、自治体というものは常にそこに住んでいる住民の命と暮らしを守る、これが最大の使命だと考えています。それは、自治体が住民に対するサービス、これが非常に大事なのだということにもつながります。

ところが、現在の国の政策、それは全く相反している政治が行われているというふうに私は思っています。大企業や大金持ち、よく私は言うのですけれども、ここに対しては手厚くやっています。



我々圧倒的多数の庶民には、そういうものがなかなか感じられない。

1日の新聞の記事を読んだと思いますけれども、財務省が1日に発表しました。新聞記事に大きく載っていました。2016年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業の内部留保が年度として初めて400兆円を超えた。403.4兆円となったという記事が載っていました。平成15年度より17.6兆円もふえた。これは、要するにアベノミクスの影響だと思いますけれども、そういう厚いところに非常に格差がどんどん、どんどん広がってきた。こういう中で、国はお金がないないと言って、地方自治体には交付金の減額、そして社会保障の大幅削減、こういう政治が今行われている。どう見ても私はおかしいと思います。

こういうことが、要するにこの有料化論が出てくる根拠になっている、私はそう思うのです。それはなぜかという、まず地方自治体の財政難の話が必ず上がってきます。これは、その背景にはそういうものがあるということです。しかし、どんなに財政が苦しくても、必要なもの、必要なことにはお金を使わなければならないというふうに私は考えます。

つまりその公民館の有料化論が出てきたという背景には、もっと深刻な問題があって、公民館は必要なものだという認識が住民の中で余り高くなっていないのではないかと。それから、もう一つは、公民館の必要性、これが多くの住民にまだまだ理解されていない。こういう点では、やはり公民館というものに対する考え方をもう少しアピール、自治体としても啓蒙していく必要があると思いますが、これは私の決まったことに対してのあれではなくて、今さっき言った76歳のじじいのそういう有料化論に対しての考え方なので、簡単でいいですから、町長の考え方をちょっとお聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公共施設等の有料化の問題については、これはかねがね議員の皆さんにもいろいろご議論いただいて決定をさせていただいたという経緯はあるわけですが、今国の事情等もお話がありました、町としてその公共施設等の利用がどういった形が一番適切であるかということに関して進めてきたということでもありますので、決して国の状況がその有料化の根拠になっているということではないというふうに、私自身そのように思っております。

さて、その有料化の問題については、確かに公共施設、いわゆる公民館、ヤングプラザ、産業研修会館の利用については有料化ということではなくて、40年以上利用していただいたという経緯があります。しかし、この中央公民館の建設に端を発してといたしますか、議員が言われますように大変多額な町民の皆さんの貴重な税金を使わせていただいて建設をしているということを考え合わせますと、やはり一定程度の町民の皆さん、利用者の負担ということが必要ではないかというふうなことになってくるというふうに思っております。一つには、やはり先ほどもお話がありました、施設を利用する方と利用していない方の均衡を図るということも私は大切なことだというふうに思っ

ておりますし、また今まで体育館等の体育施設については、実費弁償とは言いつつも有料化、費用負担をしていただいているということ、この均衡化もあります。

それから、照明、エアコン等の費用負担、実費負担ということになりますが、こういうことのお願ひも必要ではないかというふうを考えてきたところでもあります。

したがって、こういったことを総合的に考えた中で、やはり町民の皆さんにとって利用するということが不便になるということであっては決して有効活用ということに結びつきませんので、それは一定程度の考え方もあるわけです。具体的には、公共性の高いものについてはとか、あるいは利用する場合についてのいろいろな要件を具備している場合については、減免ですとか、そういったことも当然その考え方に入っているわけでもありますので、そういうことを考えていけば、一定程度の町民の皆さんへの理解というのはいただけるのではないかというふうに私は思っております。

そうはいつでも、今まで無料で利用していたというのが若干といたしますか、費用負担をいただくということになりますと戸惑いもあるかもしれませんが、やはりそこはそこで担当、あるいは私のほうでも十分ご理解いただくように啓蒙を図っていきたいというふうに思っています。

先ほど担当課長のほうから、この中央公民館のこれからどうするのだということの質問に対して熱い思いを課長のほうが申し上げましたが、私もまさにそのとおりでありまして、邑楽町が町としての特色のある事業展開をしていく。以前オリジナリティーな町づくりをというお話がありましたが、そういうことも視野に入れていく中で開館の準備事業ということも始まったことでもあります。人的な活用といたしますか、人的にいろいろなもので取得をされている方もおられると思いますので、そういった方々の協力もいただきながら、この中央公民館がまた他の施設も有効に活用していけるように私のほうでも努力をしていきたいと思っておりますので、有料化についてはぜひご理解をいただきたいと、このように思うわけでもございます。

今、来年の4月完成、現時点では9月から開館のこの事業を進めていくと、始まるということで担当のほうでも計画をしておりますので、それに向けて、ぜひよりよい公民館活動として利用いただきますように私のほうも努力をしていきますので、よろしくご理解をいただきたいと、このように思うわけであります。

○小島幸典議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 先ほども言っていますように決まったことは私は守ります。ただ、今話の中にもありましたように邑楽町は減免制度、今特別委員会の中でもこの問題がいろいろ話し合われたのです。

今回のこの議会の中に、中央公民館の建設にかかわることの意見書が出ると思います。この中でも書かれているのですけれども、この中の抜粋をちょっと読み上げてみますと、「この情報交換会を通じて、当委員会の統一見解を述べておきます」と、「参加者数及び意見数」、これは利用者団体との情報交換会、これを言っているわけですが、「この参加者数及び意見数からしても、中央公民

館に対する期待は大きく、町民の手による充実した施設運営を行いたいという意識の高さを感じることができる。だが、しかし一方では、中央公民館に関する情報が不十分であるため、町に対して積極的な情報提供を望む声があった」と、こういうことが一つ書かれております。

それから、今話題になっている、今議題の中で私が言っています使用料の問題、ここでもこの使用料については言っております。「最後に、使用料についてである。この懸案事項については、当委員会では約1年間にわたり長く議論を重ねてきた」と、「金子町長の議会答弁にもあるように、受益者負担の原則から電気代などの実費は求めてもよいという見解を当委員会でも統一した」と、「しかし、減免基準については、委員と町執行部で意見が割れる結果となった。使用料の決定における町長及び教育長の裁量権を認めてほしいという町執行部に対し、入場料を徴収する団体においては減免すべきではなく、また裁量を残すことで不公平な結果を招くおそれがあるとした委員との間で議論となった」と。これは、事実こういうことがあったということを示されておりますので、これが今議会で出されると思いますので、こういうことが特別委員会の中でも話があらわれたということでもあります。

それで、1つは、この公民館の有料化というのは、公民館の質を低下させるという言葉があるのです。これは、公民館活動をずっと長年研究されてきた権威のある人の言葉でもあるのですけれども、この中で私は例題をちょっとここで言いますので、ちょっと聞いていてください。もしも公民館を有料化したならば、公民館はどうなるだろうか。例えば配食ボランティアの活動する場合で考えてみる。これからあり得る話です、邑楽町も。お年寄りもどんどんふえてきますし、そういう弱者に対するボランティア活動というのは、これからあり得る話だ。地域のボランティア団体が公民館の調理室を利用して食事をつくる、それを定期的に地域のお年寄りに配って回ろうと計画する。そのとき公民館は、そのボランティアの人々から公民館の使用料を取るのですか。また、こういう場合もあります。公民館が主催した講座から人形劇のグループが誕生しました。そのグループが、子供たちに人形劇を見せようとして公民館で練習をする。いよいよ公演の日、子供たちがいっぱい公民館に集まってくる。そういう場合にも、公民館で練習するボランティアの青年たちや、人形劇を見るために集まってきた子供たちからも、全て公民館使用料を取るのですか。例えばごみ問題を考えるために集まった町民が公民館職員と協力して、環境問題に関する講座を企画、実施する。そのとき相談に集まった人たちからも、自分たちが住む町の環境問題を考えるために学習会に参加した町民からも公民館の使用料を取るのか。これらの具体的な例がこれからあり得る話だと、邑楽町も。

このことを考えれば、公民館が使用料を取るようになった場合は、今言ったような活動が行われにくくなってくのではないかというおそれもあります。公民館というのは、例えばお金を払って聴講するようなカルチャーセンターですか、そういうまがいの講座ばかりが行われるようになるのか、あるいは自分たちの楽しみで歌や踊りをさせてもらうのだから、少々の場所代は仕方がないの

ではないかという考え方になると、こういう公民館になってしまうでしょう。そこは、非常に考えるところではないかと思うのです。これが一つ言えます。

それから、もう一つ大事な問題があります。それは、公民館の有料化は、町民利用者と職員の間を、協働の関係から上下の関係に変えてしまう。公民館の有料化は、基本的に公民館の場所を貸すという考え方にもなるわけです。だから、そういった点では、町民と職員の協働による公民館活動というのが薄れてくる。そのことによって、職員は貸す側、町民は借りる側という関係になってしまうのではないかと。本来的な公民館という考え方からすると、そこは違うのではないかということが具体例としてここに載っているのです。これは、時間もあれですからですけども、これから減免制度をできるだけ拡充していただきたいと思います。今までやってきたことに対して、これは確かに今お金は有料化論という中で問題になっているのは、例えば一番はっきり言えるのは興行、お金を取って何か有名人を呼んで、それで入場料を取ってやるというのは、これは論外です。けれども、それ以外に、町民がそれを利用して、そして町の活性化、あるいはいつまでも元気なお年寄りを一人でも多くつくっていくというような活動の中では、受益者負担の考え方は、むしろそれを使う側ではなくて、それを行う町側に益があるのだという考え方をぜひ私は町長に持っていたいただきたいというふうに思います。

受益者負担というのは、確かに益を受ける側のあれがあるわけですけども、町が益を受けるということであるならば、これは結構なことではないですか。だから、そこに人づくりとか生涯学習としての本来の意味があるのではないかと思います。その点を。これは最後の質問にします。それで、この有料化の問題については、よほどのことがない限り、例えば住民の中から、もどに戻してほしい、無料にしてくれ、署名運動が大きく起きるとか、そういう何かです。利用者が非常に減ってしまって、全然公民館の果たす役割をしていないよとか、そういうような問題が出たときは別ですけども、この有料化問題についての一般質問は、これを最後で、これからはやりません。ただ、今の私の思い、そういうことなのだということを踏まえて、最後に一言お願いいたします。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ご質問の中に、この公共施設を有料化にすることによって、生涯学習活動をはじめ、公民館活動ということの質の低下に結びつくのではないかというようなことがありました。私は、この分については、やはり先ほど申し上げましたように、そこを利用する町民の皆さんの思いということが当然強いものがあるわけですから、その施設を利用することに対しては、それは有料化の額の問題もありますけれども、私は一定程度の理解をいただけるものと思っておりますから、必ずしも質の低下ということにはならないだろうと思いますし、むしろより積極的に公民館を、公共施設を使うことによって、みずからの学習意欲を高め、そして一生この生涯学習活動として、まさに先ほど申し上げたような活動を進めていただければいいのではないかというふうに思っております。

ます。

それから、例として、食事の配食ボランティアの話、それからごみの問題と出されましたが、その配食をする場合の食事を提供するという点について、そのことが公民館活動と即結びつくのだろうかというふうにはちょっと思ったのですが。と申し上げますのは、生涯学習としての概念というか、私自身認識を持っているのは、1つにはみずからの生活の向上、職業上の能力の向上ということの自己充実を目指していくということがありますし、それからみずから学んで、それを生涯を通じて行っていくことによって自分の資質を高めていくということもあります。

ほかにも、社会生活の中でスポーツ活動、文化活動、そしてレクリエーション活動等、ボランティア活動、多くあるわけですが、こういうことの活動を通して、やはりこの地域づくりの振興を図っていただける、参加をしていただけるということだというふうに思っておりますので、先ほど食事の提供について、公民館の調理室を利用して、そこで食事をつくって、そして配食をするということは、それはそれでボランティア活動でやっていくということについてはよろしいかもしれませんが、その辺の思い、認識の違いがあるというふうに感じました。

ごみの問題ですとか、そういった講座を積極的に開いて町づくりに生かすということの研究会というのは、これはやはり大切なことでもありますから、そういったことで有料化によって、それが阻害されるということはあってはなりませんので、それはそれで慎重に対応していくことが必要だと、こんなふうに思っています。

大変時間を超過いたしました、失礼いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○小島幸典議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。あす8日から13日までの6日間は議案調査及び各常任委員会の審査等のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、あす8日から13日までの6日間は休会とすることに決定しました。

来る14日は午前10時から会議を開き、平成28年度各会計決算等について審議を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 零時17分 散会〕